

特定非営利活動法人
日本フードコーディネーター協会
新定款案

第1章 総則

(商号)

第1条 本協会は、特定非営利活動法人 日本フードコーディネーター協会（以下本協会）という。

2 英文名はFood Coordinators Association Japan（略称 FCAJ）とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 本協会は、前項のほか、従たる事務所を大阪市北区に置く。

(支部)

第3条 本協会は、必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は、フードコーディネーターという資格の社会的認知の促進向上を目指すと同時に、フード業界全体の中で、細分化された各分野での優れた知識、情報、技術がより効果的に反映できる環境の実現に向けて、政策提言を行うとともに、フードコーディネーターという新しい仕事が、時代のニーズに的確に答え、さらに高い資質を備えるべく、「食」に携わる人材の育成を促進し、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 科学技術の振興を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 消費者の保護を図る活動
- (14) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第6条 本協会は、第4条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) フードコーディネーター資格認定制度（1級、2級、3級）
- (2) (1)の資格制度に伴う講習会、ガイダンスセミナー講習会等の実施及び支援
- (3) イベント・展示会などの出展・協賛等、活動の実施
- (4) 講習会・シンポジウム・セミナー・研修会等の開催・協賛・後援活動の実施
- (5) 本協会が優良と評価認定する各種学校・短期大学・大学等への認定校の育成事業
- (6) 各種団体・企業等のフードビジネス関連業界への支援・サポート事業
- (7) フードサービス業・食の流通・小売業に於ける認定・評価制度の策定・実施
- (8) フードコーディネーターの国際交流事業
- (9) 学校に通う児童、地域住民に対する食育支援事業
- (10) 食を通しての地域活性化支援・協力事業

第3章 会員

(種別)

第7条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員

本協会の趣旨に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人

- (2) 賛助会員

本協会の趣旨に賛同しこの事業に賛助するために入会した個人及び団体等

(入会)

第8条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

- 3 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 納入期日より1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名する事ができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第13条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第14条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事3人以上27人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち1人を会長、2人以上5人以内を副会長・専務理事とする。
- 3 常任理事、常任相談役を設ける事が出来る。
- 4 本協会では以下理事長を会長、副理事長を副会長と呼ぶ。

(選任等)

- 第15条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長及び副会長、専務理事、常任理事、常任相談役は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねることができない。
 - 6 役員を選任について必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(職務)

- 第16条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 常任理事は会長、副会長、専務理事、常任相談役とともに常任理事会を構成し、この定款及び総会または、理事会の議決に基づき、事案を円滑に執行できるように討議する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または常任理事会または理事会が決定した事項に基づき、運営に関する事業を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本協会の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(会長の任期)

第17条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、最長で2期4年以内とする。

- 2 会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(その他役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、第14条の規定により遅滞なくこれを選任しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会または総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 推薦時に提出された所定の書類に、虚偽またはこれに準じた不正な内容が含まれていることが判明したとき。
 - (4) 注意義務違反、管理義務違反、職務怠慢、職務遅延、または職務放棄行為等のため、本協会に対し本協会が所有する商標権等の知的財産の消滅、または金銭に係る物的財産の滅失等が判明したとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員にはその責任の所在を明確にし、過大な負担をかけることなく、安定的、継続的な活動を行うため、役員報酬を支払うことができる。

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内（法第27条）で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会及び理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 22 条 本協会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
 - 3 理事は、事務局長若しくは職員と兼職できる。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

- 第 23 条 本協会に、相談役及び顧問をおくことができる。
- (1) 相談役及び顧問は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。
 - (2) 相談役及び顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
 - (3) 相談役及び顧問は、理事または監事をかねることはできない。
 - (4) 相談役及び顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
 - (5) 相談役及び顧問が次の各号の一に該当するとき、会長は常任理事会の議決を経てこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他本協会の相談役及び顧問として相応しくない行為があったとき。

第 6 章 総会

(種別)

- 第 24 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第 25 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

- 第 26 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び収支予算の決定
 - (5) 事業報告及び収支決算の承認
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く）
 - (8) 新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 解散における残余財産の帰属
 - (10) その他本協会運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 27 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 5 項の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 28 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 29 条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から会長が指名する。

(総会の定足数)

第 30 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第 31 条 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

- 第 32 条 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人とする委任状を提出して表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決し、または委任状を提出した正会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印の上、これを保存する。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

2 常任理事会を設けることができる。

(権能)

第35条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 会長が必要と認めたとき。
- 2 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 3 第16条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は理事現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。または、議長あるいは他の理事を代理人とする委任状を提出して、表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印の上、これを保存する。

第8章 常任理事会

第43条 常任理事会は会長・副会長・専務理事・常任理事・常任相談役をもって構成する。

第44条 常任理事会は理事会の付議すべき議案を作成する。

第9章 各種委員会

第45条 各種委員会は正会員を持って構成する。

第46条 各種委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 特別委員会、運営委員会及び運営部会

(特別委員会、運営委員会及び部会)

第47条 特別委員会、運営委員会及び運営部会（以下、各委員会という）を置くことができる。

第11章 資産

(資産の構成)

第48条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 49 条 本協会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 50 条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 2 章 会 計

(会計の原則)

第 51 条 本協会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第 52 条 本協会の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 53 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 54 条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 55 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び予算)

第 56 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 57 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 58 条 本協会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 59 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第13章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第60条 本協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第61条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本協会が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第62条 本協会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会に於いて正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定する。

(合併)

第63条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第64条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第15章 雑則

(細則)

第65条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第66条 認定校の指定方法及び認定基準の細則については、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附則

1 本協会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|------|---------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 5,000円 |
| | 法人会員 | 10,000円 |
| (2) 年会費 | 正会員 | 15,000円 |
| | 法人会員 | 30,000円 |